

知財法制検討会の公開について

事 務 局

知財法制検討会（以下、「本検討会」とする。）の公開については、以下のとおりとする。

1. 本検討会は、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則、非公開とする。
2. 議事内容については、参加者に守秘を求める。（ただし、公開情報を除く。）
3. 配付資料は、議事次第及び委員名簿を除き、原則、非公開とする。

以 上